

諮問番号：諮問第162号

答申番号：答申第162号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市博多福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

- (1) 令和元年11月26日付けでの申請を行っていないのにケース移管により保護廃止されたことに対して不服である。
- (2) 同月15日付けで福岡市早良区に住所を定めていた。
- (3) 同月25日に福岡市早良区役所職員に同年8月1日付け保護廃止決定通知書の再発行を求めたところ、博多区役所を訪ねるように指示され、博多区役所を訪れたところ、職員から、書類記入の際に、住所を福岡市早良区のネットカフェと記載すること、また、事務処理上、同年11月26日付けとすることの指示があった。
- (4) 同月28日に博多区役所に来庁するよう指示され、面談の際に住居について尋ねられた。その後、福岡県指定の居住支援法人の職員と同行して福岡市城南区のアパートに到着し、鍵を渡された。
- (5) 同月29日、家賃について、大家と思われる男性から銀行の手続き上書類を記載してほしいと言われ、銀行の専用用紙に記入した。男性は今から銀行に提出すると話していた。
- (6) 処分庁は同月26日付けで保護開始決定を行なったとしているが、それに係る通知は受領していない。
- (7) 同年12月5日に博多区役所に行ったところ、支給明細書を手渡され、銀行窓口

で換金後、同行していた大家の男性に手渡した。

また、処分庁担当者から、令和2年1月までは博多区役所の管轄だが、2月からは城南区役所になるので、現在の早良区の住民票を城南区に異動するように指示された。同日、早良区役所で転出手続きをし、同月6日、城南区へ異動した。

(8) 処分庁担当者は、同月12日に玄関ドア付近で部屋の中を黙認し、部屋内には立ち入らなかった。

(9) 処分庁からの保護廃止決定通知書は、移管先の城南福祉事務所から郵送された封筒に同封されていた。

(10) 処分庁の弁明書における記載内容は事実と異なるので、その主張は成立しない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

法第19条第1項は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長はその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地等を有する要保護者に対して、法の定めるところにより保護を決定し、かつ、実施しなければならない旨を規定し、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長をもって保護の実施機関とするとともに、実施機関の管轄の原則を定めている。

保護の実施機関は、その所管区域内における所務を掌理するものであるところ、被保護者が居住地をその所管区域から外に移転した場合には、従前の保護の実施機関は、以後、その者に対し、継続して保護を実施することができなくなるというべきである。そして、従前の保護の実施機関は、先に、被保護者に対し、保護の開始決定をしているので、これをそのまま放置しておくことは手続の明確性を欠き、混乱を招くおそれがあるため、手続上、被保護者の保護を終局的に打ち切る措置として保護の廃止決定をなし得るのであって、このことは法の当然に予定するところと解するのが相当である（東京地裁昭和46年6月2日判決・行政事件裁判例集22巻6号819頁参照）。

そして、福岡市長は、福岡市福祉事務所長事務委任規則（昭和33年福岡市規則第52号）をもって、法の規定する同市長の保護の決定及び実施に関する権限を福岡市福祉

事務所条例（昭和33年福岡市条例第47号）に定める所管区域ごとに各福祉事務所の長に委任していることが認められ（同規則第1条参照）、この条例は、福岡市博多福祉事務所の所管区域を博多区の区域としているので、被保護者が同区外へ転居した場合、上記と同様、処分庁は当該者に対し保護を実施することができなくなり、保護の廃止決定をなし得るものと解される。

本件についてみると、遅くとも令和元年12月5日以降、審査請求人は、福岡市城南区内に居住していたものと認めるのが相当である。

そうであれば、処分庁は、遅くとも同日以降、審査請求人に対して保護を実施することができなくなったものであるから、処分庁が、審査請求人の保護を終局的に打ち切る措置として、本件処分により保護の廃止をしたことを違法又は不当ということはできない。

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年5月23日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年8月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、法第19条第1項第1号において、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する」要保護者に対して、保護を決定し、実施することとされている。この規定により、要保護者がその管理に属する福祉事務所の所管区域外に居住地を有することとなった場合、従前の福祉事務所は保護を継続して実施することができなくなり、現住所を管轄する福祉事務所に新たな実施責任が生じる。実施責任に変動が生じた場合、従前の福祉事務所においては、該当する要保護者について、法第26条に規定する「保護を必要としなくなった」者に該当するものとして取扱い、保護廃止決定が行われることとなっている。

また、居住地がないか、又は明らかでない要保護者への保護については、法第19条第1項第2号において、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する」

要保護者に対して実施するものとされている。処分庁の属する福岡市では、福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）において、「生活保護法に基づく住所不定者の保護」については処分庁のみが分掌するものと規定されており、居住地のない要保護者に対する保護については、処分庁が福岡市の全市域を所管区域としている。

本件についてこれをみると、処分庁は、令和元年11月26日付けで、居住地がない要保護者として審査請求人に対する保護を開始したが、その後、遅くとも令和元年12月5日以降、審査請求人は福岡市城南区内に居住地を有していたものと認められる。

よって、継続して保護を実施できなくなった処分庁が、本件処分により保護の廃止をしたことを違法又は不当ということはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩